

## 【地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会】

### 【概要】

○設置根拠 地方独立行政法人が行う業務の公共性・透明性をより高めることを目的に、客観的かつ公正な見地から、法人の業務の実績に関する評価等を行うため、地方独立行政法人法第11条第1項により設立団体が設置することを義務付けられた附属機関（位置付け：地方自治法第138条の4第3項の附属機関）

○委 員 5人

経営又は医療に関する学識経験者から、知事が任命

氏名（五十音順）	役職等
かとう ともえ 加藤 智栄	山口県医師会会长
こばやし てるみ 古林 照己	公認会計士
たん よしこ 丹 佳子	山口県立大学副学長
なかだ のりお 中田 範夫	山口大学経済学部特命教授
まつおか しづえ 松岡 静枝	山口県地域消費者団体連絡協議会副会長

○任 期 2年（2025年4月1日～2027年3月31日）

### 【所掌事務】

根拠法令等	条項	事務の内容
地方独立行政法人法	第8条第4項	特定地方独立行政法人又は一般地方独立行政法人の区分変更に係る定款変更に対する意見
	第25条第3項	中期目標作成又は変更に対する意見
	第28条第4項	中期目標期間の終了時に見込まれる当該期間における業務の実績に関する評価に対する意見
	第30条第2項	第28条第4項の評価を行った後、中期目標期間終了時までに、法人の業務継続又は組織の存続の必要性等に係る検討に対する意見
	第42条の2第5項	出資等に係る不要財産の納付に対する意見
	第44条第2項	重要財産の譲渡又は担保に供する際の認可に対する意見
	第56条第1項 (第49条第2項準用)	法人の役員に対する報酬等の支給基準が法第48条第3項に規定に照らして適正であるかに関する意見申出
	第67条第2項	設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合の法人の財産の処分に対する意見
	第108条第2項	他の地方独立行政法人との吸収合併に対する意見
	第112条第2項	他の地方独立行政法人との新設合併に対する意見
地方独立行政法人 山口県立病院機構 評価委員会条例	第2条第1号	中期計画の作成及び変更に係る認可に対する意見
	第2条第2号	各事業年度における業務実績の評価及び中期目標期間における業務実績の評価に対する意見

## 【関係法令】

### ○地方自治法（抄）

第一百三十八条の四 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員会、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

### ○地方独立行政法人法（抄）

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項（第五十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項、(略) の規定により設立団体の長に意見を述べること。

二 (略)

三 (略)

四 第百八条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

五 第百十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

六 その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

4 第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

### ○地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例（抄）

(所掌事務)

第二条 委員会は、法第十一条第二項第一号から第五号までに掲げるものその他法の規定によりその権限に属された事項を処理することのほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第二十六条第一項の認可に関し、知事に意見を述べること。

二 法第二十八条第一項の評価（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）に関し、知事に意見を述べること。

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、経営又は医療に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 (略)

4 (略)

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 (略)